

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免と給付型奨学金

〈給付型奨学金予約採用説明会〉

高等教育の修学支援新制度とは

○内容

- ▶ 授業料等の減免制度と給付型奨学金がセットとなった新制度
※授業料等免除及び奨学金はそれぞれに申請が必要。

○対象

- ▶ 2020年4月に学部に入学者または、2020年4月に進級し、引き続き学部生として在学する学生※

※大学院生及び留学生は対象外

- ▶ 学業要件 及び 家計要件等を満たす者

○申請時期

- ・ 授業料減免
- ▶ 2020年3月頃（予定）
- ・ 給付型奨学金
- ▶ 予約採用：2019年11月 / 在学採用：2020年4月（予定）

※在学採用の場合、予約採用より奨学金初回振込み時期が遅くなる。

ただし、奨学金の支給総額は予約採用、在学採用ともに同じ。

授業料減免及び給付奨学金の金額

- ▶ 家計収入等に基づき、第Ⅰ～Ⅲ区分に分類される。
- ▶ 区分ごとに設定された金額による授業料減免の実施 及び 奨学金が給付される。
- ▶ 各区分における奨学金について、「自宅外通学」の金額を給付するためには、以下のいずれかに該当する必要がある。
 - ・ 実家から大学までの通学距離が片道60キロメートル以上
 - ・ 実家から大学までの通学時間が片道120分以上
 - ・ 実家から大学までの通学費が月1万円以上
 - ・ 実家から大学までの通学時間が片道90分以上で、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下
- ▶ 日本学生支援機構貸与奨学金の第一種との併給制限あり。

		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
給付奨学金 <月額>	自宅通学	29,200円 (33,300円)	19,500円 (22,200円)	9,800円 (11,100円)
	自宅外通学	66,700円	44,500円	22,300円
授業料減免 <半期の本人負担額>		全額免除 0円	2/3減免 89,300円	1/3減免 178,600円
第一種 貸与奨学金 <利用可能月額>	自宅通学	0円	0円	20,300円 (25,000円)
	自宅外通学			13,800円

〔生活保護世帯等の学生は、自宅通学の場合、（ ）の金額〕

対象者の要件①（学業要件）

2019年度末の学業成績について、以下いずれかに該当する者

- ▶ GPAが、在学する学部等における上位1/2の範囲に属する者
- ▶ 修得単位数が、標準単位数以上であり、学修意欲等を学修計画書から確認できる者

【参考】標準単位数（目安）

在籍年次	標準単位数（学年末時点）
1年次	34単位
2年次	67単位
3年次	101単位

※ただし、上記要件を満たしていても、学業成績が給付奨学金案内P6の廃止区分に該当する場合、対象外となる

例) 3年の学年末に卒業研究に着手できないことが決定した場合 など

対象者の要件②（家計要件）（1）

次の（1）、（2）両方の基準に該当する者

（1）資産要件

（学生本人・父・母の合計）： 預貯金等の資産が基準額未満の世帯



- ・ 生計維持者（親）が2人の世帯 2,000万円未満
- ・ 生計維持者（親）が1人の世帯 1,250万円未満

※資産とは、預貯金や株式等（不動産は含みません）

※株式等は申請時点での価格で算出する

対象者の要件②（家計要件）（2）

次の（1）、（2）両方の基準に該当する者

（2）所得要件

（学生本人・父・母の合計）：住民税の非課税世帯及びそれに順ずる世帯

第Ⅰ区分：市町村民税の所得割が非課税

第Ⅱ区分：支給額算定標準額※の合計が100円以上25,600円未満

第Ⅲ区分：支給額算定標準額※の合計が25,600円以上円51,300円未満

※支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)★

★政令指定都市に住民税を納税している場合、支給額算定基準額の算出計算は、以下となる。

支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額) × 3/4

【参考】所得要件を確認する方法

- ▶ 日本学生支援機構のシミュレーションサイトを利用する：<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>
※シミュレーションはあくまで目安のため、結果と異なる場合があります。
- ▶ 市区町村で課税証明書を取得し、支給額算定標準額を確認する
※必ず「課税標準額」「調整控除の額」「税額調整額」が記載された課税証明書を依頼してください。



対象者の要件③（その他）

大学への入学時期等に係る要件 以下のいずれかに該当する者

・3年次編入学生以外

- ▶ 高校等を卒業した翌年度末から2年の間に大学へ入学した者

例)  2017年3月高校卒業→2019年4月に本学へ入学



2017年3月高校卒業→2020年4月に本学へ入学

- ▶ 高卒認定試験受験資格を有した年度（16歳となる年度）から5年を経過しない間に高卒認定試験に合格し、合格後2年の間に大学へ入学した者
- ▶ 個別の入学資格審査を経て大学へ入学を認められた場合、入学時の年齢が20歳以下の者

・3年次編入学生

- ▶ 高校等（※）を卒業した翌年度末から2年の間に、本学に編入学する前に在学していた学校へ入学し、その後卒業又は修了してから、本学へ1年以内に編入学した者

（※高等専門学校の場合、第1学年から第3学年までを指す。）

例)  2015年3月高校卒業→2017年4月にA大学へ入学し、2019年3月に2年次修了→2019年4月に本学へ編入学



2015年3月高校卒業→2017年4月にA大学へ入学し、2019年3月に2年次修了→2020年4月に本学へ編入学

国籍・在留資格に関する要件 以下のいずれかに該当する者（留学生は対象外）

- ▶ 日本国籍を有する者
- ▶ 法定特別永住者
- ▶ 在留資格が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である者
- ▶ 在留資格が、「定住者」で、日本に永住する意思がある者

申請の流れ

1) 申請書類の提出（学生→大学）

2019年11月13日（水）～19日（火） 各日9時～17時（土日を除く）



2) インターネット入力による申請（学生）

入力期限：2019年11月25日（月） 24時



3) マイナンバーの提出（学生→機構）：**日本学生支援機構が家計要件を確認**

提出期限：インターネット入力から1週間以内



4) 授業料免除申請書類の提出（学生→大学）

2020年3月頃（予定）



5) 学業成績の確認（大学）：**大学が学業要件を確認**

2020年3月末頃



6) 奨学生採用決定、現況届・誓約書の提出（学生）

2020年4月頃(予定)

申請手続き及び時期

○申請書類配布

- ▶ 配布日：10月31日（木）～
- ▶ 配布場所：学生サービス課奨学支援係（大学会館2階）

○申請受付

- ▶ 期間：2019年11月13日（水）～19日（火）（土日を除く）
各日とも9時～17時
- ▶ 場所：学生サービス課奨学支援係（大学会館2階）

○提出書類

全員：スカラネット入力準備用紙、給付奨学金確認書、学修計画書

該当者のみ：在留資格を確認する証明書

学生本人の課税証明書（課税されている場合のみ）等

※詳細は、申請要項P2の3.提出書類を参照

申請後の手続き

現況届の提出

- ▶ 給付奨学生として採用された場合、2020年4月以降に提出が必要。
また、自宅外月額を受ける学生は、自宅外を証明する書類の提出が必要。

在籍報告（年複数回）

- ▶ 在籍状況や通学形態などに変更がないか、定期的な報告が必要。
報告時期は、学生情報ポータル等で通知予定。

適格認定（家計）

- ▶ 奨学金支給期間中、毎年日本学生支援機構がマイナンバーを使用し所得情報を取得後、家計基準による支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）等の見直しを行う。

適格認定（学業）

- ▶ 奨学金支給期間中、毎年大学が学業成績要件を満たしているか確認する。要件を満たしていない場合、奨学金が廃止となる場合がある。

注意事項

- ▶ 給付奨学金在学予約採用申請期限は、2019年11月19日（火）17時。期限後は受け付けられないので注意すること。
- ▶ 今回申請できなかった場合、2020年4月実施の在学採用にて申請することが可能。ただし、その場合初回の奨学金振込みが在学予約採用者より遅れる場合がある。
- ▶ 高等教育の修学支援新制度は、給付奨学金と授業料減免がセットとなっており、それぞれについて申請が必要。
2020年3月実施予定の授業料免除申請を忘れないよう注意すること。